

経営の壁を越えろ！ 組合制度活用のすすめ

1社の限界を“組合”という組織で突破する。

信頼できる仲間と“共闘”し、大きなビジネスを掴みとろう！

～ 私たち中央会は、組合づくりを全力でサポートします ～

事業協同組合とは？

 **事業協同組合は、行政の認可を受けて活動する“法人組織”です**

● 複数の中小企業が共同で事業を行うための仕組み

ヒト・モノ・カネ・情報など、経営資源が不足しがちな中小企業が、互いに協力し合うことで不足分を補い、経営の効率化や事業基盤の強化を図るために組織するのが協同組合です。仕入れ・販売・受注・設備利用など、複数の事業者による共同事業化が図りやすく、企業単独では実現しにくい取り組みを推進できます。

● 法的な裏付けがあり、信頼性・透明性が高い組織運営が可能

組合の設立・運営は法律に基づいて行われ、透明性が担保されているため対外的にも高い信頼を得られる組織形態です。組合員は規模や地位にかかわらず同等の権利を持ち、平等かつ公平に組織運営へ参加できます。

● 補助金などの施策を活用する“器”として機能

組合での申請や共同事業としての活用が可能となり、単独企業や法人格のない組織では使えない制度も利用しやすくなります。

事業協同組合が生み出す経営上のメリット

まとめ買いでコスト削減

- 複数の事業者が資材や商品をまとめて購入することで、仕入れ単価を引き下げることができます。

企業単独では難しい価格交渉も、組合として数量をまとめることで有利に進められ、コスト削減・利益率向上につながります。さらに、発注や在庫管理の効率化により、日々の業務負担も軽減されます。

まとめて売って販売拡大

- 事業者の商品を組合がまとめて販売し、新たな市場や取引先へアプローチすることができます。

数量や品揃えをそろえて提案できるため、取引先への発信力が高まり、販路拡大や売上アップにつながります。営業や宣伝を共同で行うことで、負担を減らしながら新たな市場を開拓し、販売を強化できます。

仲間と組んで大口受注

- 一社では対応できない規模や内容の業務を、複数の事業者が力を合わせ受注することができます。

技術や人員、設備を持ち寄ることで大口案件にも対応でき、新たな取引先の開拓や売上拡大につながります。協同によって“受注できる仕事の幅”が広がり、事業の成長チャンスが大きく広がります。

共同設備で生産力アップ

- 設備を共有することで、投資負担を軽減。生産体制を強化し、効率化や品質向上を実現できます。

設備投資の負担を分散できるため、最新機器や大型設備の導入・加工能力の拡大がしやすくなり、品質も向上します。結果として、生産力や付加価値の向上につながります。

さらに広がる活用の可能性！

● 人材の確保・養成

組合で外国人材の受入れや研修を共同化することで、人材を安定的に確保しつつ育成と定着を促せます。

● ブランド力・信用力の強化

共同ブランドにより認知度と存在感が高まり、統一基準や共同商標、“認可法人”としての信用力が競争力を押し上げます。

● 業界地位向上・発信力強化

行政への陳情や大手企業との協議を組合として行うことで、課題や要望を伝え、制度や環境の改善につながられます。



中小企業が抱える課題は、単独では解決が難しいものも少なくありません。
 協同組合は、事業者が力を合わせて経営基盤を強化し、新たな事業に挑戦するための有効な仕組みです。
 —— いま、様々な業界で中小企業が新しい挑戦に踏み出しています。

事業協同組合の活動事例

静岡県オートバイ事業協同組合

インタビュー動画配信中



➤ 競争から“共闘”へ。バイク販売店が力を合わせて未来を切り拓く！地域のバイク業界の変革

● 組織概要

静岡県オートバイ事業協同組合は、販売台数の減少や若者のバイク離れが進む中、県内の販売店が“競争から共闘へ”と発想を転換して設立された組織です。企業単独では対応しにくい業界の課題に、事業者が力を合わせて取り組んでいます。

● 主な活動

ツーリングイベントや試乗会、展示会などを通じて新規顧客の開拓を進めています。こうした活動は販売店スタッフが顧客と直接つながる機会となり、販売促進につながっています。また、展示中古車の軽自動車税免除の実現に向けた行政への陳情など、業界全体の課題解決に積極的に取り組んでいます。

● 成果

イベントを通じて販売店と顧客の接点が増え、市場の活性化に確かな効果が生まれています。ライバルだった販売店同士が協力し合う関係へと変化し、“共闘の力”が、一部自治体での展示中古車の軽自動車税免除を実現するなど、組合としての連携が、地域の産業を支える大きな原動力となっています。



▲斜陽産業の活性化へ。組合設立



▲税免除に向けた行政への要望活動

静岡クラフトビール協同組合

インタビュー動画配信中



➤ 小規模ブルワリーの連携が、新たな産業を生む。行政とともに進む静岡クラフトビールの挑戦！

● 組織概要

静岡クラフトビール協同組合は、販路拡大やブランド発信に課題を抱えていた県内の小規模ブルワリーが連携し、令和3年に設立されました。大手メーカーとの競争が激しくなる中、静岡産クラフトビールの価値向上と地域産業の創出を目指しています。

● 主な活動

地域イベントや試飲会を通じて魅力を発信し、知名度向上に取り組んでいます。また、沼津市・三島市と連携して協議会を立ち上げ、地域産品を使ったビール開発、海底熟成、品評会、DXを活用した地域ブランドの強化など、新たな挑戦を進めています。

● 成果

地域と連携した活動によりブランド力が高まり、静岡県産クラフトビールの認知度は全国へと拡大しています。ブルワリー間や行政とのネットワークも強化され、今後は、製造工程で発生する麦芽粕の再利用など資源循環型モデルの構築を進め、地域に根付くクラフトビール文化の確立を目指しています。



▲地域資源を使ったクラフトビール開発



▲行政と発足したクラフトビール協議会

組合設立のご相談は——

静岡県中小企業団体中央会 東部事務所

〒410-0046 沼津市米山町6番5号 沼津商工会議所会館4階

TEL:055(926)8220 FAX:055(926)8230

- 組合制度を知りたい
- グループを法人化した方がいいの？
- 共同で事業化を進めたい

👉 お気軽にご相談ください。



➤ **専門家とともに経営課題の解決を目指す！**

連携組織 経営力支援強化事業

研修会・セミナー講師や、研究会などの専門家を招く際の費用を補助
専門家の力を借りて、経営課題の解決や人材の育成を図る！

事業費	60,000円以上を基準（研修会等1回の開催につき）
補助金	40,000円（補助率2/3）
対象経費	謝金、旅費等
その他	1組合等につき年間5回まで利用可能 ※予算状況により変動
活用事例	● 法令改正等への対応、組合員の社員研修・技能研修 ● BCP策定、ISO取得、デジタル化、脱炭素化、ウェルビーイング等



➤ **新たなチャレンジや現状打開への一歩を後押し！**

連携組織等 経営基盤強化支援事業

成長分野・新事業展開・事業活性化・デジタル化などの新たな取り組みを支援
組織化・事業化や既存事業・組織運営活性化の可能性を切り開く！

事業費	400,000円以上を基準
補助金	200,000円（補助率1/2）
対象経費	謝金、旅費、会場借料、印刷費、委託費、出展料等
活用事例	● 新商品・製品パッケージ等の試作、食品レシピ開発研究 ● 試食会開催・展示会出展・イベント開催等のテストマーケティング ● アプリケーション・システム等開発研究、先進事例調査等



➤ **小規模事業者組合のビジネス拡大をサポート！**

取引力強化推進事業(応募制)

Webサイトやチラシ、カタログ、動画の作成など共同事業活性化策に対して補助

補助金	500,000円以内（補助率2/3） ※下限額100,000円
対象者	小規模事業者組合（組合員の1/2以上が小規模事業者）

➤ **小企業者組合が取り組む新商品・新事業展開に向けた可能性調査・試作・試行をサポート！**

小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業(応募制)

先進地視察、展示会出展、試作開発、海外市場調査など事業化のための活動を補助

補助金	1,200,000円以内（補助率6/10）
対象者	対象：小規模事業者組合（組合員の1/2以上が小規模事業者）

ご相談 まずは、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせください。

(東部事務所) TEL:055(926)8220 E-mail:chuokai_tobu8220@siz-sba.or.jp

静岡県中小企業団体中央会



- “連携の力”で中小企業の課題解決をサポート
- 法律に基づく”組合支援”の専門機関

組織概要

商号	静岡県中小企業団体中央会
代表者	会長 山崎 亨
本所	〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階 TEL:054(254)1511 FAX:054(255)0673
支所	東部事務所 〒410-0046 沼津市米山町6番5号 沼津商工会議所会館4階 TEL:055(926)8220 FAX:055(926)8230 西部事務所 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目17番19号 TEL:053(453)2198 FAX:053(453)2198
設立	昭和30年12月
会員数	839組合
職員数	51人



Webサイト

業務内容

組合の設立及び運営の支援

中小企業が組合を設立する際の制度説明や書類作成に関する助言・相談対応等を行っています。設立後は運営が円滑に進むよう法務・会計・事業面から継続的にサポートします。

講習会、機関誌、Webサイト等情報発信

中小企業に役立つ制度・施策・事例に加え、行政の支援情報や経営に関わる法制度の改正など、タイムリーな情報を分かりやすく発信しています。

中小企業・組合向け補助事業の実施支援

国のものづくり補助金などの事務を受託し、普及や申請支援などの運営を行っています。また、国や県、市の補助金を活用し、組合等を対象とした補助事業を実施しています。

その他の多岐にわたる業務

経営革新計画の作成支援、後継者育成・事業承継支援、デジタル化の推進、中小企業の現況や課題等の調査研究、行政庁への建議・陳情など、多岐にわたる業務を行っています。

メッセージ

私たち中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき設立された経済団体です。中小企業の振興を目的として、事業者の皆さまが抱える経営課題や連携ニーズに寄り添い、組合づくりや運営支援を通じて経営の発展と成長をサポートします。

ご相談 まずは、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせください。

(東部事務所) TEL:055(926)8220 E-mail:chuokai_tobu8220@siz-sba.or.jp